

野生鳥獣に由来する感染症対策としての野生鳥獣の保護管理について 必要な考え方（案）

1. 目的

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備えるもの。

2. 制度

「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行ってきた。

3. 現状

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに対しては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」を作成し、都道府県自然環境部局及び家畜衛生部局等と連携し、ウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備とともに、住民への情報提供や普及啓発等も実施している。
- ・ 豚熱及びアフリカ豚熱に対しては、野生イノシシの感染確認検査を実施している。
- ・ その他の感染症に対しては、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努めている。

4. 課題

- ・ 高病原性鳥インフルエンザへの対応について、近年国際的に野鳥だけでなく、野生の哺乳類への感染や大量死の事例が確認されており、国内においても令和7年に北海道の道東地域でゼニガタアザラシ及びラッコの感染が確認されているが、一方で野鳥と異なる対応が必要になる点など考え方未整理であり、現場の対応に混乱が生じることがある。
- ・ その他の感染症への対応について、生物多様性保全の観点で感染症のリスク評価を実施し、「鳥獣病原体保有状況調査」として監視を実施しているが、内容が「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に含まれておらず、その位置づけが不明確であるため、高病原性鳥インフルエンザのサーベイランスとの運用に混乱が生じている。

5. 対応方針（案）

- ・ 高病原性鳥インフルエンザへの対応について、野生の哺乳類に関する対応について

も追記する。

- ・ その他の感染症への対応について、生物多様性保全の観点での感染症のリスク評価及び「鳥獣病原体保有状況調査」の内容を追記し、感染症対応におけるその他の感染症対応の位置づけを明確化する。